

あなたに知って欲しい ことがあります

発行：平成 28 年 11 月八代市こども未来課

女性の4人に1人が
被害の経験あり

この背景には。。

- 家族や職場などの社会における男女の固定的な性別役割分担意識
 - 男女の社会的地位や経済力の格差
 - 女性差別の意識の残存
 - 暴力の容認
- などがあります。



それは、DVです
(ドメスティックバイオレンス)
あなただけではありません
DVは深刻な社会問題です



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

相談窓口

(相談は無料で、匿名でできます)

【八代市 女性相談窓口】

| | |
|--|---|
| 婦人の悩みごと相談 ☎：33-4452 来所：八代市松江城町1-25 | 月～金 8：30～17：00 (土・日・祝日・ 年末年始は除く) |
| 八代市こども未来課 窓口 ☎：0965-33-8721 来所：八代市松江城町1-25 | 月～金 8：30～17：15 (土・日・祝日・ 年末年始は除く) |

【熊本県女性相談センター】

| | |
|-----------------------|--|
| ☎：096-381-7110 | 月～金 8：30～22：00 土日祝 9：00～22：00 |
| 来所：熊本市東区長嶺南2丁目 3-3 | 月～金 8：30～17：15 (要予約) |

【八代警察署 緊急の場合は110番へ】

| | |
|------------------|--------|
| ☎：0965-33-0110 | 24時間対応 |
| 来所：八代市西松江城町11-40 | |

【熊本県女性総合相談室 (パレア)】

| | |
|----------------------|-------------------------------------|
| ☎：096-355-2223 | 月、木～土 9：00～16：00 水 9：00～20：00 |
| 来所：熊本市中央区手取本町 8-9 | 月、水～土 9：00～16：00 |

【女性の人権ホットライン】

| | |
|----------------|-------------------|
| ☎：0570-070-810 | 月～金 8：30～17：15 |
|----------------|-------------------|

DVについて まずは相談してください

このリーフレットを手にとりていただきありがとうございます。

DVを受けている方、DVかどうかわからなくて悩んでいるかた、ひとりで悩まず、誰かに相談してください。身近な人には知られたくない、恥ずかしいなどの場合は、匿名で相談できます。

DVをひとりで解決することはとても困難です。ぜひ誰かに、そして専門機関に相談してください。



あなた自身のところとからだを大切にしましょう。



解決の糸口がきっとあります。
ぜひ、ご相談ください。

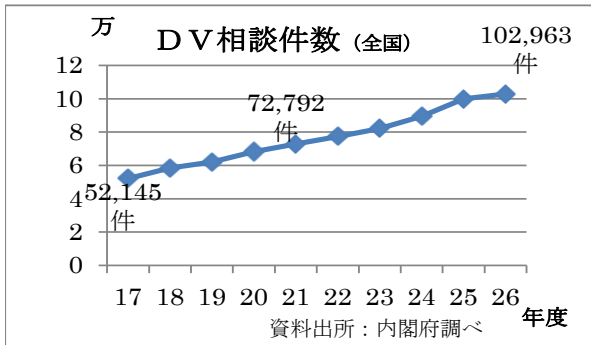


DV（ドメスティックバイオレンス）とは。。

一般的には、「配偶者やパートナー（事実婚や元配偶者も含む）など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」という意味で使われます。多くは男性から女性にふるわれます。

～DVの現状～

相談件数は増え続けています



～DVの本質～

DV＝暴力の本質は『支配とコントロール（自分の思いどおりにする）』です。

被害者と加害者の間の力関係に差があり、相手を自分の思い通りにしようとして、手段として暴力を使います。

また、被害者に恐怖心を抱かせ優位に立ち自由を奪う人権侵害であり、犯罪行為を含みます。

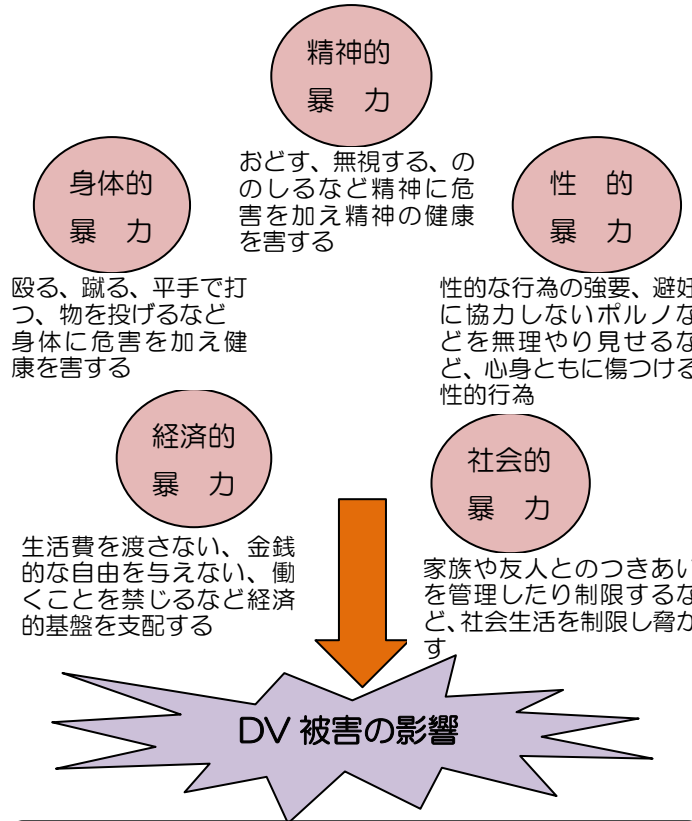
暴力は密室の中で繰り返され、外からは発見されにくくエスカレートする傾向があり、被害者とその家族の生命が危険に陥る場合もあります。

相手を怖いと思ったり、支配されていると感じればそれはDVです。単なる一時的な夫婦げんかとは違います。

**暴力の責任は加害者にあります
DVは重大な人権侵害です**

～DVの種類～

DVには次のようなものがあります



身体への影響

あざ、骨折、食欲不振、内臓損傷など死にいたることもあります

精神への影響

不安、不眠、うつ、イライラ感、無力感、考えがまとまらない、他者への不信感など思考や行動にも影響を及ぼします。

子どもへの影響

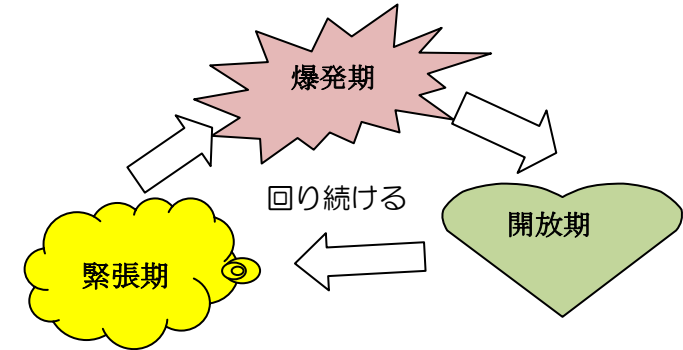
種々の不適応行動や問題解決の方法として暴力を選択するなど、暴力の世代間連鎖の危険性があります。また、DV環境下での子どもの養育は、児童虐待として捉えられ『面前DV』と言われ、DV被害者が児童虐待の加害者になってしまいます。

～DVのサイクル～

DVには3つの時期（サイクル）があります

DVには、**爆発期**（激しい暴力をふるう）、**ハネムーン期**（謝罪をしてやさしくなる）、**緊張期**（機嫌が悪くなり始める）の3つの時期があります。各期の継続期間や出現の仕方はさまざまですが、これを繰り返しながら、暴力はさらにエスカレートしていきます。

ハネムーン期に、加害者が優しくなったり反省の態度を見せるのは、被害者が離れていくのを防ぐためです。被害者は「今度は良くなるかも。。」と期待感を持ってしまい、避難を妨げる原因となっています。



～DV防止法をご存知ですか～

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

平成13年に制定され、配偶者や生活の根拠を共にするパートナーからの暴力の防止と、被害者の保護・支援を目的とした法律です。

また、ストーカーに対しても、被害者を守り、ストーカー行為の禁止を定めたストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）があります。

あなたを守る法律があります

裏もご覧ください⇒